

先日の保険講習会、おつかれさまでした！

改めて、6/1 からの厚労省通知まとめ ~あはき ver~

ポイント はりきゅう施術料の引き上げ

- ⇒ 1術 1,300 円から **1,540 円**へ変わります。
2術 1,520 円から **1,580 円**へ変わります。

ポイント マッサージ施術料の引き上げ

- ⇒ マッサージ 1 局所につき 285 円から **340 円**へ変わります。
変形徒手矯正術 1 肢につき 575 円から **780 円**へ変わります。

ポイント はりきゅう・マッサージ往療料の算定方法の改定

- ⇒ 今までは 1,800 円に片道 2km を超えた所定料金を加算していたものが、
① **2,300 円** …往療距離が片道 4km を超えない場合
② **2,700 円** …往療距離が片道 4km を超えた場合
の 2 パターンのみとなります。

※往療料改定における疑義解釈資料（支給申請書関係）より※

- Q** 往療料の改定により、支給申請書の様式が変更となったが、印刷済みの従来の支給申請書がなくなるまでの間、従来の様式を使用して差し支えないか。
- A** 従来の様式を訂正する必要はなく、従来の様式をそのまま使用して差し支えない。なお、この場合、往療距離が片道 4 km までの場合には、従来の様式の「往療料 2 km まで」の欄に改定後の往療料の金額「2,300 円」と往療の回数を記載し、また、往療距離が片道 4 km を超えた場合には、従前の様式の「加算」の欄に改定後の往療料の金額「2,700 円」と往療の回数を記載する。

ポイント 施術報告書交付料の新設 ※平成 30 年 10 月 1 日～

- ⇒ 施術報告書交付料 1 回 **300 円**

施術報告書交付料は、一の同意書、診断書により支給可能な期間を超えて更に施術を受けるため医師の再同意が必要な場合に、別紙 6 の施術報告書に施術の内容・頻度、患者の状態・経過等を記入し、当該報告書及び直近の診察に基づき医師が再同意を判断する旨を患者に説明したうえで交付した場合（又はその旨を患者に説明したうえで支給申請書に添付するために必要な写しを交付し、患者に代わり患者が診察を受ける医師に原本を送付した場合）に支給できること。

改めて、6/1 からの厚労省通知まとめ ~柔整 ver~

ポイント 再検料の引き上げ

⇒ 320 円から **400 円**へ変わります。

ポイント 金属副子等加算の統一化

⇒ 骨折、脱臼の整復又は不全骨折の固定に使用した際に請求できる金属副子等加算が、今までは大型・中型・小型それぞれ異なる金額での請求となっていたのが、**一律 950 円の加算**となります。また、**交換が必要となった場合には 2 回まで後療料に 950 円の加算**ができるようになります。使用又は交換した日を支給申請書の「摘要」欄及び施術録に記載すること。

ポイント 運動後療料の新設

⇒ 骨折、不全骨折又は脱臼に係る施術を行った後、運動機能の回復を目的とした各種運動を行った場合に柔道整復運動後療料として算定できるようになります。

- (1) 負傷の日から 15 日間を除き、**1 週間に 1 回程度、1 ヶ月(暦月)に 5 回を限度**とし、後療時に算定可。
- (2) 当該負傷の日が月の 15 日以前の場合及び前月から施術を継続している者で、当該月の 16 日以降に後療が行われなかった場合には、当該月について 2 回を限度に算定可。
- (3) 部位、回数に関係なく **1 日 310 円**とし、20 分程度、柔道整復の一環としての運動による後療を実施した場合に算定可。

柔道整復運動後療料の算定となる日を支給申請書の「摘要」欄及び施術録に記載すること。

ポイント 『亜急性』の表現の削除

⇒ 別紙 柔道整復師の施術に係る算定基準の実施上の留意事項 より

【改正前】第 1 通則

- 5 療養費の支給対象となる負傷は、急性又は亜急性の外傷性の骨折、脱臼、打撲及び捻挫であり、内科的原因による疾患は含まれないこと。なお、**急性又は亜急性の**介達外力による筋、腱の断裂（いわゆる肉ばなれをいい、挫傷を伴う場合もある。）については、第 5 の 3 の(5)により算定して差し支えないこと。

【改正後】第 1 通則

- 5 療養費の支給対象となる負傷は、外傷性が明らかな骨折、脱臼、打撲及び捻挫であり、内科的原因による疾患は含まれないこと。なお、介達外力による筋、腱の断裂（いわゆる肉ばなれをいい、挫傷を伴う場合もある。）については、第 5 の 3 の(5)により算定して差し支えないこと。

また、外傷性とは、関節等の可動域を超えた捻れや外力によって身体の組織が損傷を受けた状態を示すものであり、いずれの負傷も、身体の組織の損傷の状態が慢性に至っていないものであること。

(注) 負傷の原因は、いつ、どこで、どうして負傷したかを施術録に記載しなければならないこと。

同意書の『裏面』への記載が追加されます

◆ 同意書の交付について 《鍼灸 裏面》◆ H30.6.20 保医発 0620 第 1 号より

○ 同意書交付の留意点

- 1 患者がはり、きゅうの施術を受け、その施術について、療養費の支給を受けるためには、あらかじめ保険医から同意書の交付を受ける必要があります。
 - 2 はり、きゅうの療養費の支給対象となる疾病は、慢性病（慢性的な疼痛を主訴とする疾病）であって保険医による適当な治療手段のないものです。具体的には、
ア 神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症について、保険医より同意書の交付を受けて施術を受けた場合は、保険者は保険医による適当な治療手段のないものと療養費の支給対象として差し支えないものとされています。（「病名」欄 1～6）
イ ア以外の疾病による同意書が提出された場合は、記載内容等から保険医による適当な治療手段のないものであるか支給要件を保険者が個別に判断し、支給の適否が決定されます。（「病名」欄 7）
ウ ア及びイの疾病については、慢性期に至らないものであっても差し支えないものとされています。
 - 3 同意する疾病について、処置や投薬等の治療（ただし、同意書の交付に必要な診察・検査及び療養費同意書交付は除く。）を行う場合には、治療が優先されるため、患者ははり、きゅうの療養費の支給を受けることができません。
 - 4 来院した患者から同意書の発行の依頼があった場合、患者を診察し、患者に同意書を交付するようお願いします。
- ※ これにより同意書の交付を行う場合、同意した保険医は、はり、きゅうの施術結果に対して責任を負うものではありません。また、無診察同意を禁じた保険医療機関及び保険医療養担当規則第 17 条の「保険医は、（中略）同意を与えてはならない。」に違反するものではありません。なお、同意書の交付は、初診であっても治療の先行（一定期間の治療の有無）が要件ではありません。
- 5 はり、きゅうの施術に当たって注意すべき事項や要加療期間等がある場合には、「注意事項等」欄に記載するようお願いします。
 - 6 保険医の記名押印は、保険医の署名でも差し支えありません。

○ 再同意（貴院において「初回の同意」の場合を含む。）の留意点

- 7 保険医から同意書の交付を受け、はり、きゅうの施術を受けている患者が、6ヶ月を超えて引き続きはり、きゅうを受けようとする場合、再度、保険医から同意書の交付を受ける必要があります。
- 8 上記 7 の再同意に当たり、患者がはり師、きゅう師の作成した施術報告書を持参している場合（又ははり師、きゅう師が患者に代わり施術報告書を事前に貴院に送付している場合）は、施術報告書の内容をご確認願います。
- 9 上記 7 の再同意に当たっても、患者を診察し、患者に同意書を交付するようお願いします。

※ この同意書は、「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」（平成 16 年 10 月 1 日付保医発第 1001002 号）に基づくものです。療養費の支給決定は、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律により保険者（後期高齢者医療広域連合を含む。）が行うとされていますが、療養費の支給は療養の給付の補完的役割を果たすものであり、保険者ごとにその取扱いに差異が生じないよう、取扱い指針としての支給基準等を厚生労働省が通知等により定めております。

◆ 同意書の交付について 《あん摩マッサージ 裏面》 ◆ H30.6.20 同上

○ 同意書交付の留意点

- 1 患者があん摩マッサージ指圧の施術を受け、その施術について、療養費の支給を受けるためには、あらかじめ保険医から同意書の交付を受ける必要があります。
 - 2 あん摩マッサージ指圧の療養費の支給対象となる適応症は、一律にその診断名によることなく筋麻痺・筋萎縮・関節拘縮等、医療上マッサージを必要とする症例です。
 - 3 貴院にて患者に治療を行う場合であっても、患者に同一疾病の同意書を交付することは可能ですが、同一疾病の場合、貴院での治療が優先されるため、貴院にて患者に医療上のマッサージを行う日に患者があん摩マッサージ指圧の療養費の支給を受けることはできません。
 - 4 来院した患者から同意書の発行の依頼があった場合、患者を診察し、患者に同意書を交付するようお願いいたします。
- ※ これにより同意書の交付を行う場合、同意した保険医は、あん摩マッサージ指圧の施術結果に対して責任を負うものではありません。また、無診察同意を禁じた保険医療機関及び保険医療費担当規則第 17 条の「保険医は、(中略) 同意を与えてはならない。」に違反するものではありません。なお、同意書の交付は、初診であっても治療の先行が条件とはなりません。
- 5 「症状」欄の 3 段目の「その他」欄は、1 段目又は 2 段目の筋麻痺・筋萎縮・関節拘縮以外の医療上マッサージを必要とする症状がある場合、当該症状と該当する部位（部位が特定できる場合）を記載してください。また、「症状」欄の部位と「施術の種類・施術部位」欄の部位が異なり、「症状」欄の部位以外への施術が必要な場合には、「その他」欄にその施術が必要な理由を記載してください。
 - 6 あん摩マッサージ指圧の施術に当たって注意すべき事項や要加療期間等がある場合には、「注意事項等」欄に記載するようお願いいたします。
 - 7 保険医の記名押印は、保険医の署名でも差し支えありません。

○ 再同意（貴院において「初回の同意」の場合を含む。）の留意点

- 8 保険医から同意書の交付を受け、あん摩マッサージ指圧の施術を受けている患者が、6ヶ月を超えて引き続きマッサージを受けようとする場合又は 1ヶ月を超えて引き続き変形徒手矯正術を受けようとする場合、再度、保険医から同意書の交付を受ける必要があります。
- 9 上記 8 の再同意に当たり、患者があん摩マッサージ指圧師の作成した施術報告書を持参している場合（又はあん摩マッサージ指圧師が患者に代わり施術報告書を事前に貴院に送付している場合）は、施術報告書の内容をご確認願います。
- 10 上記 8 の再同意に当たっても、患者を診察し、患者に同意書を交付するようお願いいたします。

※ この同意書は、「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」（平成 16 年 10 月 1 日付保医発第 1001002 号）に基づくものです。療養費の支給決定は、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律により保険者（後期高齢者医療広域連合を含む。）が行うとされていますが、療養費の支給は療養の給付の補完的役割を果たすものであり、保険者ごとにその取扱いに差異が生じないよう、取扱い指針としての支給基準等を厚生労働省が通知等により定めております。



○●○北鍼協相談室○●○

組合員 S さん



新患で、生活保護受給証明書をお持ちの患者さんが来られました。生保の患者さんは初めてです。どのように対応したら良いですか？

生活保護の取扱いをする場合は、**生保を取扱う施術所の指定**(登録手続き)を受ける必要があります。この手続きは、事務局では代行できません。

まずは『免許証の原本 & コピー』と『印鑑』を持って、施術所所在地の管轄の市区町村の福祉事務所内にある生活保護係(保護指導課)に行き、そこで指定を受けるための申請をしてください。

基本的に**生保の患者さんからは負担金は頂けません**。患者さんが福祉事務所から要否意見書をもらい、それに見積額(健康保険基準の金額)を書いて返送すると、審査の上、後日医療券又は給付承諾書が送られてきます。

事務局 横島



組合員 H さん



通院されていた患者さんが入院しました。気を付けることはありますか？

患者さんが医療機関にて入院している期間は、保険請求はできません。

午前中に通院して、その日の午後に入院…といった場合でも、午前の分を請求すると医科併給として返戻対象になります。また、入院期間の外泊中に通院された場合でも保険請求はできませんので、患者さんからお話はしっかり聞いておいてください。

ちなみに退院後、鍼灸マッサージの同意期間内であれば、継続して治療・保険請求することは問題ありません。

事務局 横島



今月のお歌

第 13 支部 室蘭市
西江 須美先生より

● 懐かしき 友との再会嬉しげに

数十年の空白 一気に縮まる

先日、数十年ぶりに、学生時代の友と再会しました。
皆さんも同様だとは思いますが、声をかけたその瞬間から、当時に一気に戻り、呼び方も『ちゃん』付けで呼び合うのも、私たちは寄宿舍生活のことがあったからかもしれません。
それぞれの人生を歩んできたのですが、学生時代の友とはまた格別ですね。
そして、またの再会を約束して、それぞれの生活へと戻ってゆくのです。



● 数時間 友と語りて笑いあい

別れの後 またそれぞれに

紫陽花シーズン真っ盛り!!



旅の空から

事務局 横島が、6月京都旅行に行ってきました！
この時期はシーズンオフと聞いていたのにも関わらず、
千本鳥居で有名な憧れの稲荷大社は特に、
観光客の大行列で満足に進めないほど。(10分で帰りました)

かと思えば、貸し切り状態の小さな苔寺があったり、
お祭り準備の地元の方々でにぎわう神社があったり…。
行ってみたい所が多すぎて、とても一度の旅では
回り切れないという印象でした。



いつかりベンジします!!



北野天満宮の見事な青もみじ

大阪地震の影響も少しだけありました
(当時ホテルの中でした)が、
天候にも恵まれ、思い出深い旅となりました。
旅慣れたら、紅葉や満開の桜シーズンにも
是非訪れたいです♪